十七　東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	平成二十三年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	六

別表第二道府県の項中「一二、一二〇」を「一一、九六〇」に、「一、二六二、〇〇〇」を「一、二九一、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一二二、五〇〇」を「二二、〇七〇」に、「二、五六四、〇〇〇」を「二、五八三、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「三十三兆五千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成二十四年度から」を「平成二十五年度から」に改め、同項の表中「

平成二十四年度	八百七億円
平成二十五年度	四百九十六億円
平成二十七年度	二百五十二億円
平成二十八年度	九十八億円
平成三十九年度	

」を削る。

附則第九条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「第四号まで」を「第五号まで」に、「一兆三千百五十億円を加算した額」を「一兆千億円を加算した額から同項第九号に掲げる額を減額した額」に改め、「、平成二十四年度にあっては第二十四条の規定により算定した額に第一号から第三号までに掲げる額の合算額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし」を削り、「同条の規定により算定した額に第二号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額から第四号」を「第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号」に、「第三号に掲げる額を加算した額から第四号」を「第二号に掲げる額を加算した額から第三号」に、「第三号に掲げる額を加算した額から第五号」を「第二号に掲げる額を加算した額から第四号」に、「、平成三十九年度」を「、平成三十九年度にあっては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、平成四十年度」に、「第六号」を「第五号」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第二項」に改め、「平成二十四年度分及び」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百五十億円
平成三十二年度	二千五百十七億円
平成三十三年度	二千七十三億円
平成三十四年度	千六百三十四億円
平成三十五年度	千百九十四億円

附則第九条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に改め、同号を同条第五号とする。

附則第十条の見出し中「地方特例交付金に係る繰入れ」を「繰入れの特例」に改め、同条中「第二条第三項」を「第三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　平成二十四年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

附則第十一条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第二十三条の規定によるほか、前条第二項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられた繰入金は、同勘定の歳入とする。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

（財政投融資特別会計の投資勘定の歳出の特例）

第十二条の三　第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第二項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

（当せん金付証票法の一部改正）

第三条　当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次項」の下に「及び第六条第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

4　当せん金付証票については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の作成をもつて、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は当せん金付証票と、当該電磁的記録に記録された情報の内容は当せん金付証票に表示された記載とみなす。

第五条第二項中「二十万倍」を「五十万倍」に改め、同項ただし書中「の百万倍」を「の二百五十万倍」に、「二百万倍」を「五百万倍」に改める。

第六条第一項中「市長は」の下に「、当せん金付証票の発売等の事務のうち都道府県又は特定市が自ら行うものを除き」を加え、「取り扱わせる」を「取り扱わせることができる」に改め、同条第三項中「委託に先立ち、」を「規定による委託を行おうとする場合には、当せん金付証票の発売等の事務のうち銀行等に委託して取り扱わせるもの（以下この項において「委託対象事務」という。）の範囲及び、」に、「当せん金付証票の発売等の事務」を「委託対象事務」に改め、「三月前まで」の下に「（災害その他特別の事情に対応するための公共事業等の費用の財源に充てるために緊急に発売する必要があるものとして総務大臣が指定する当せん金付証票に係る委託対象事務を委託して取り扱わせる場合にあつては、当該当せん金付証票の発売期間の初日の一月前まで）」を加え、同項第二号中「当せん金付証票の発売等」を「委託対象事務の実施」に改め、同条第五項中「当該委託を受けた当せん金付証票の発売等の」を「同項の規定により委託を受けた」に改める。

第七条第一項第七号及び第九条第八号中「受託銀行等」を「発売者若しくは受託銀行等」に改める。

第十一条中「受託銀行等から」を「都道府県、特定市若しくは受託銀行等から」に改める。